

## 入札公告【郵便入札】

次のとおり郵便による条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び紀南環境広域施設組合契約規則（平成 25 年紀南環境広域施設組合規則第 25 号）第 6 条の規定に基づき公告する。

令和 5 年 1 月 16 日

紀南環境広域施設組合  
管理者 真 砂 充 敏

### 1 入札に付する業務の概要

- |  |   |
|--|---|
| (1) 年度・番号  | 令和 4 年度 紀環広委託 第 1 号                               |
| (2) 件名   | 紀南広域廃棄物最終処分場埋立処分地測量業務                             |
| (3) 場所   | 田辺市稲成町地内  |
| (4) 概要   | 打合せ等 一式<br>UAV 写真測量 測定面積 0.006 km <sup>2</sup> 一式 |
| (5) 完了期日   | 令和 5 年 3 月 31 日まで                                 |
| (6) 予定価格   | 867,900 円<br>(消費税及び地方消費税の額を含む。)                   |
| (7) 本件は、「紀南環境広域施設組合測量設計等委託業務の入札に係る落札者決定要領」<br>に基づく、最低制限価格制度の対象業務である。 |   |
| (8) 業務形態   | 単体企業  |
| (9) 支払条件   | 前払金 なし<br>部分払 なし                                  |
| (10) 契約の保証   | 不要  |
| (11) 議会の議決   | 不要  |

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づく登録の取消又は営業の停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 和歌山県又は関係市町（田辺市、新宮市、みなべ町、上富田町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町）のいずれかが発注する建設工事等の入札参加資格を有する者であること。

- (4) 関係市町内に本店を有する者であること。
- (5) 測量法第 55 条の 5 第 1 項の規定に基づく登録を受けている者であること。
- (6) 次に掲げるすべての要件を満たす者を雇用していること。
  - ア i-Construction に準拠した UAV 又は地上型レーザースキャナによる 3 次元起工測量の履行経験を有する者。
  - イ i-Construction に準拠した UAV 又は地上型レーザースキャナによる 3 次元データを用いた出来形測量の履行経験を有する者。
  - ウ 航空局ホームページに掲載されている無人航空機の操縦技能講習を実施する講習団体の講習を修了した者。
- ※上記ア及びイの履行経験は、国、地方公共団体又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準（平成 21 年 1 月 22 日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人が発注した業務に係るものに限る。ただし、元請け、下請けの別は問わない。
- (7) 国土交通省のドローン情報基盤システム（飛行情報共有機能）に登録した機体を有し、当該機体による飛行計画登録及び飛行の履歴があること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 和歌山県又は関係市町の建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要領等に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (10) 主任技術者として測量法に基づく測量士を配置できること。

### 3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

#### (2) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所等

ア 閲覧期間 令和 5 年 1 月 16 日（月）から令和 5 年 1 月 26 日（木）  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

イ 閲覧場所 田辺市稲成町 2670 番地  
紀南環境広域施設組合（紀南広域廃棄物最終処分場 管理棟内）  
電話番号 0739 - 81 - 3550

※閲覧については、紀南環境広域施設組合ホームページ（<http://www.kinan-kankyo.jp>）に掲載している設計書データのダウンロードによる閲覧も可能。

### 4 入札等

#### (1) 執行方法について

本件入札は、「郵便入札」の方法により実施する。詳しくは、別紙「郵便入札の

手順について」を熟覧の上、入札手続きを行うこと。

(2) 入札書等について

ア 入札書は、ホームページに掲載している郵便入札用の入札書の様式を使用しなければならない。

イ 入札書は次のとおり作成するものとする。

(ア) 入札書には、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載するものとする。

(イ) 入札書には、入札金額、業務年度・業務番号、業務名、及び入札者の住所・氏名(押印)を記載すること。また、落札候補者となるべき最低価格入札者(最低制限価格制度により失格となった者を除く。)が2者以上あるときは、「5 開札等に関する事項(3)」の要領により抽選を行うため、くじ番号も記入すること。

(ウ) 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

ただし、開札日時までに入札辞退届を一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出した場合は、辞退を認めるものとする。

ウ 入札書の提出は、入札者の代表者のみが行えるものとし、代理人その他の者が行うことはできない。

エ 提出された入札書その他の書類は、返却しないものとする。

(3) 入札書の提出方法について

ア 入札書等は次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 郵送は、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により行わなければならない。

※この場合において、持参、電報、電子メール、又はファックスを含め、上記以外の方法により提出された入札書は無効とする。

イ 入札書等到着期日及び提出先

(ア) 到着期日(配達指定日) 令和5年1月26日(木)

(イ) 提出先 〒646-0051

和歌山県田辺市稲成町2670番地

紀南環境広域施設組合 行

※到着期日以外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず無効とする。

(4) 封筒等

ア 入札案件1件につき、ひとつの入札書を使用するものとする。なお、封筒は長形3号封筒を使用するものとする。

イ 封筒へは、入札書のみを入れて封かんしなければならない。なお、封かんについては、「郵便入札の手順について」を参照の上、行わなければならない。

ウ 封筒については、ホームページに掲載の「封筒用貼付用紙」に住所、商号又は名称等を記載した上で、入札書等を入れた封筒の表面に剥がれることがないよう

に貼り付けなければならない。

(5) 入札書等の不受理について

次の各号のいずれかに該当する入札書等は、不受理とする。

- ア 上記「(3) 入札書の提出方法について」に規定する郵送方法によらないとき
- イ 入札公告に示す到着期日以外に提出された入札
- ウ 封筒に所定の記載がなく、又は誤った記載（誤字、脱字等軽微なものを除く。ただし、入札参加の意思表示に疑義を生じさせる等、有効と取り扱うことに支障があるものについてはこの限りでない。）をしたとき。

(6) 入札の無効について

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者がした入札
- イ 所定の日時までにはされなかった入札
- ウ 同一事項の入札について、入札者が2以上の入札をした場合の、そのいずれもの入札
- エ 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- オ 開札日、業務年度、業務番号、業務名又は業務場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未掲載で意思表示が明確でない入札書による入札
- カ 入札者の記名押印を欠いた入札書による入札
- キ 金額を訂正した入札書による入札
- ク 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 失格について

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ア 予定価格を上回った入札を行った者
- イ 最低制限価格を下回った入札を行った者
- ウ 虚偽の技術資料を提出した者
- エ 前各号に掲げるもののほか、入札公告において示した入札条件に違反して入札を行った者

(8) 再度入札について

開札の結果、落札候補者決定に至らない場合は、最低制限価格を公表せず、開札後1回目の再度の入札の入札書提出期日等を入札参加者に通知するものとする。再度の入札においても、郵便入札の方法を準用する。この場合、再度入札資格者が1者になった場合は、入札を打ち切る。

ただし、次に該当する入札をした者は、再度入札に参加できない。

- ア 上記(6) 入札の無効についてのア～エのいずれかに該当する入札
- イ 予定価格を上回る入札

## 5 開札等に関する事項

### (1) 開札予定日時及び場所

- ア 入札日時 令和5年1月27日(金) 午前9時00分
- イ 入札・開札場所 田辺市稲成町2670番地  
紀南環境広域施設組合(紀南広域廃棄物最終処分場 管理棟)  
1階 小会議室

### (2) 開札の方法

ア 開札は、入札事務に関係のない職員(紀南環境広域施設組合調整会議規程第3条第1項に規定する構成員又は同条第2項に規定する構成員以外の者(調整会議事務担当職員))2名が立会の下で執行する。

イ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開札の傍聴は不可とする。

### (3) 落札候補者となるべき最低価格入札者(最低制限価格制度により失格になった者を除く。)が2者以上ある場合の落札候補者の決定方法

抽選により落札候補者を決定するものとし、その方法は次のとおりとする。

ア 入札者があらかじめ入札書に記載した3桁のアラビア数字で構成される「くじ番号」及び郵送の際の一般書留郵便又は簡易書留郵便の引受番号(受領証に「お問い合わせ番号」として表記されたものをいう。)を「郵便入札の手順について」に定める所定の計算方法に当てはめて算出した結果により、落札候補者を決定する。

イ 抽選は開札後、直ちに行うものとする。

### (4) 落札候補者への通知及び開札状況の公表

開札状況は、落札候補者には電話及びファックスで、落札候補者以外の入札参加者にはファックスで通知する。ホームページには後日掲載する。

### (5) 入札結果の公表予定

公表日 令和5年1月30日(月)

### (6) 落札予定について

落札予定日 令和5年1月30日(月)

### (7) 公表方法

入札結果の公表については紀南環境広域施設組合の掲示板において閲覧により公表するものとする。

## 6 審査に関する事項等

### (1) 審査を行うに際し、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

技術者評価…配置予定技術者の資格(測量士)

主任技術者として測量士を配置できること。

実績等評価…本入札公告２の（６）及び（７）を満たしていること。

技術資料等…ア．主任技術者の資格を確認できる書類の写し（測量士登録証明書等）

イ．主任技術者の常勤性が確認できる書類（健康保険証（社会保険に限る）、雇用保険の加入を証する書類、源泉徴収簿などのうちいずれか）

ウ．主任技術者届

エ．主任技術者の経歴書

オ．本入札公告２の（６）のア及びイを満たすことが確認できる書類（業務内容及び履行経験を有する者を確認できる契約書、業務計画書、成果品として納品した図面等の写し）

カ．本入札公告２の（６）のウを満たすことが確認できる書類（講習修了証等の写し）

キ．上記オ及びカの対象となる者の常勤性が確認できる書類の写し

ク．本入札公告２の（７）を満たすことが確認できる書類（国土交通省のドローン情報基盤システム（飛行情報共有機能）の履歴をプリントアウトしたもの）

（２）一度提出された技術資料の書換え、引替え又は撤回は特別な事情がない限り認めないものとする。

（３）上記（１）に係る審査資料の提出期限は、落札予定日の午後５時までとする。

## 7 落札者の決定方法

（１）落札候補者から提出された技術資料の審査を行い、審査の結果、入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を新たに落札候補者とし、技術資料等の提出を求め、審査を行うものとする。なお、落札者が決定するまで同様の手続を行うものとする。落札候補者となるべき同価格で入札したものが２人以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。

（２）予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした落札候補者（最低制限価格を下回った入札をした者を除く。）を落札者とする。

## 8 留意事項

（１）入札の適正な競争性を確保するため、１者のみが参加した入札は取り止めることとする。

（２）各種様式について

入札書等の各種様式について、エクセル形式による電子データの交付を希望する場合は、電子メールにより紀南環境広域施設組合まで請求すること。請求後は、

メール到達の確認のため、紀南環境広域施設組合（0739-81-3550）まで電話すること。

E-mail [info@kinan-kankyo.jp](mailto:info@kinan-kankyo.jp)

## 9 その他

この公告に定めのない事項については、紀南環境広域施設組合契約規則に定めるところによる。

別紙

郵便入札の手順について

郵便入札については、以下の手順で実施いたしますので、ご参照ください。

①公告又は指名通知

案件の入札情報（「公告又は指名通知書」、「仕様書」、「入札に関する留意事項」、「入札書」、「封筒用貼付用紙」等

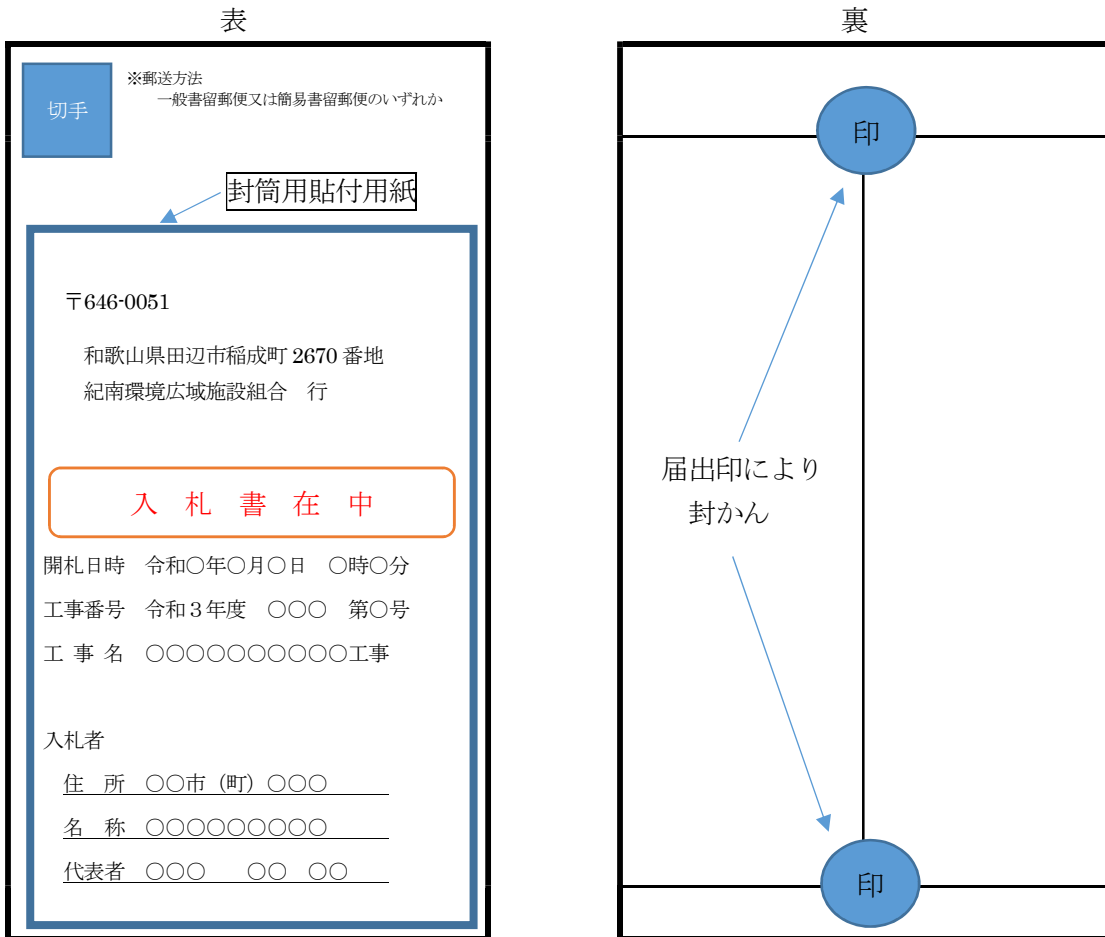


②入札書の郵送

○入札書

郵便入札における入札書は、必ず公告又は指名通知書により指定する所定の用紙（指名通知書に同封しているもの、又は組合のホームページに掲載しているもの）を使用する。

○封筒（長形3号封筒）



※表面には、入札公告又は指名通知書等により定められた「封筒用貼付用紙」を貼り付ける。

※入札書に押印している届出印により取り付け部分を封かん（割印）する。



### ○郵送方法

郵送方法は、入札公告又は指名通知書等により指定した日に指定した場所に届くように配達日指定をした上で、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかの方法により、郵送すること。

※ 上記以外の方法で届けられた入札書については、全て無効となるので注意すること。

(無効の例)

- ・直接、指定した場所に持参したとき（窓口で誤って受け取った場合や、別の部署で預かった場合も全て無効とする。）
- ・上記以外の方法による郵送又は配達等したとき
- ・FAX、メール等により提出したとき

※ ポストによる投函はできない。必ず郵便局窓口での手続きを要するので注意すること。

※ 配達日指定郵便については、配達日の2日前までに郵便局で手続きを済ませる必要があるとされているが、土、日、祝祭日を挟む場合はこの限りではないので、その際は、郵便局で手続き期限を確認すること(平日のみ営業の郵便局があるなど、手続きする郵便局によって営業日や営業時間が異なるので、十分注意すること。)。なお、配達日の指定は差出の翌々日から起算して10日以内の間で指定ができるとされているので、余裕をもって手続きをすること。

※ 入札公告又は指名通知書等により指定した日以外に届いた場合、全て無効になるので注意すること。(指定日より早く届いても、遅く届いてもいけない。)



### ③開札

開札日時に、入札事務に関係のない職員2名の立会いのもと開札を行う。

- ・開札における全ての行程を立会人に確認してもらう。
- ・開札終了後、両者に確認書に連署してもらう。
- ・落札価格が同額となった場合、(別記)郵便入札における「くじ」の方法についてのおりくじにより落札候補者を決定する。



### ④落札候補者決定通知、入札結果公表

落札候補者には電話又はFAXにて通知する。

入札結果の公表は、入札公告又は指名通知書等により別に定めるところによる。

(別記) 郵便入札における「くじ」の方法について

郵便入札において、落札価格が同額となった場合の「くじ」の方法は、次のとおりとする。

### 1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

入札者は、入札書提出時に、落札価格同額で複数者が並んだ場合に実施するくじに備えて、あらかじめ任意の3桁の数字「くじ番号」を設定すること。

#### ●くじ番号

- 入札書の「くじ番号」欄に、任意の3桁の数字「000～999」を記入する（「0」の桁も記入が必要）。
- 1マスに1つの数字（0～9）記入すること。

※入札者は数字が判別できるように入札金額と同様に丁寧に書くこと。

※記入のない場合や1文字でも判別できない数字がある場合などは、「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下3桁の数字を記載したものとする。

入 札 書										
入 札 金 額	<table border="1"><tr><td>百</td><td>十</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>千</td></tr></table> 円	百	十	千	百	十	千	百	十	千
百	十	千	百	十	千	百	十	千		
※金額の頭に¥を記入すること										
工事（業務）番号	令和                      年度                      第                      号									
工事（業務）名称	_____									
く じ 番 号	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> ※落札予定価格が同額の際のくじ引きに使用するため、任意の3桁の数字を記入すること ※必ず、1マスに1つの数字（0～9）記入すること (空白にはしないこと)									
入 札 保 証 金	免 除									
紀南環境広域施設組合契約規則及び設計書（仕様書）承諾のうえ、上記のとおり入札いたします。										
令和                      年                      月                      日										
紀南環境広域施設組合管理者  あて										
住 所										
商号又は名称										
代表者氏名	印									
(上記代理人)	印 )									

#### ●「書留お問い合わせ番号」とは

郵便追跡用に使用する番号で、次の合計11桁で構成され、書留の受領証に「お問い合わせ番号」として表示されているもの。「引受番号」ともいう。

「 \* \* \* ( 3桁 ) - \* \* ( 2桁 ) - \* \* \* \* \* ( 5桁 ) - \* ( 1桁 ) 」

## 2 くじの手順

### (1) 抽選番号の決定方法

同額での抽選となった場合、書留郵便の際に郵便局で割り当てられる「書留お問合せ番号」を使用して、くじを引く業者に番号（以下「抽選番号」という。）を割り当てる。抽選番号の割り当て方法は次のとおり。

- ① 「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下4桁を抽出する。
- ② 下4桁の数字が小さいものから順に抽選番号を割り当てる。  
抽選番号は0から始まり、順番に0→1→2→3…と順次決定する。
- ③ 下4桁が同一の数字の場合は、下5桁目（5桁目も同じの場合は6桁目）以降の数字を順次参照する。

(例) 4者が同額入札の場合 ①

#### (1) 抽選番号の決定方法

業者名	書留お問い合わせ番号	下4桁	下5桁目	抽選番号 ※以下の例でも使用
A社	123-45-67890-1	8901	/	1
B社	234-56-78901-2	9012	8	3
C社	345-67-80901-2	9012	0	2
D社	456-78-90123-4	1234	/	0

- ① 「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下4桁を抽出する。（黒枠内）
- ② 小さいものから順に抽選番号（0～3）を決定する。  
D社の数字が一番小さいので0となり、次にA社が1となる。
- ③ B社、C社の下4桁が同一のため下5桁目で判定し、C社が2、B社が3。

※上記のように、抽選番号は0から始めるため、くじを行う業者の数よりも常に1少ない数字を上限にして割り当てられる。

(例) 4者の場合は0～3、5者の場合は0～4

#### (2) 落札候補者の決定方法

落札候補者を決定する番号（以下「当選番号」という。）の算出は、入札書に入札者が書いた「くじ番号」を使用して決定する。決定方法は次のとおり。

- ① 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計する。
- ② その合計額を同額入札者の数で割り、「余り」の数を算出する。この「余り」の数字を落札候補者決定の「くじの当選番号」（以下、「当選番号」という。）とする。
- ③ 上記(1)の「抽選番号」と「当選番号」の数が一致した者を落札候補者とする。

- ④ 落札候補者の入札が事後審査により無効となった場合や、低入札価格調査制度等の審査を要する場合等で次点者以降を決定する場合の決定方法は、次のとおりとする。
- ・「当選番号」に1を加えた数字を「第2候補者（以下「次点者」という。）の当選番号」とし、その「次点者の当選番号」をもって次点者を決定する。ただし、その数字が「抽選番号」にない場合は0とし、「抽選番号」が0の者を次点者とする。
  - ・更に次点者（3番目以降）が必要な場合は、順次同様の方法で決定していく。

(例) 4者が同額入札の場合 ②

(2) 落札候補者の決定方法

★入札書に書かれた3桁の「くじ番号」がA社「083」、B社「842」、C社「271」、D社「007」とした場合

- ① 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計する。  
 ② その合計額を同額入札者の数で割り、「余り」の数を算出し、その数が「当選番号」となる。（※合計額が割り切れた場合は「0」が「当選番号」となる。）

①

業者名	入札書に書かれた 3桁の「くじ番号」
A社	083
B社	842
C社	271
D社	007
合計	1203

② 「当選番号」を決定する計算式

$$1203 \div 4 \text{ 者} = 300 \text{ (整数)}$$

$$\text{(余り) 「3」}$$

余りの数字「3」を「当選番号」と決定する

- ③ 「抽選番号」と「当選番号」の数が一致した者を落札候補者とする。

当選番号「3」と一致するB社が落札候補者となる

業者名	抽選番号	落札候補者	次点者以降の順位
A社	1		3番目
B社	3	<b>落札候補者</b>	
C社	2		4番目
D社	0		次点者（2番目）

- ④ 次点者の当選番号は、当選番号の「3」に1を加えた数が「4」となるため、抽選番号に無いので、「0」のD社が次点者となる。以下、A社、C社の順となる。